

○浜松市食品衛生法の施行に関する条例

平成12年3月24日

浜松市条例第55号

改正 平成16年3月3日浜松市条例第2号

平成17年6月1日浜松市条例第135号

平成18年12月15日浜松市条例第134号

平成20年12月11日浜松市条例第78号

平成24年12月14日浜松市条例第66号

平成27年3月17日浜松市条例第36号

令和2年3月24日浜松市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定める。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第1条の2 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第36条第1項（省令を改正する命令のうち同項に関する部分を含む。）に定める基準とする。

2 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、省令第36条第2項（省令を改正する命令のうち同項に関する部分を含む。）に定める基準とする。

第2条 削除

(給食施設の届出)

第3条 法第62条第3項に規定する場合において、食品の供与を開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可営業以外の営業の届出)

第4条 政令第35条各号に掲げる営業以外の営業で別表に規定するものを開始した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月3日浜松市条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月1日浜松市条例第135号）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者に対する改正後の別表第1の2の(2)の規定の適用については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第134号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日浜松市条例第78号）

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日浜松市条例第36号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の第1の2の(4)イ及びウの改正は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日浜松市条例第18号）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の規定の適用がある場合においては、改正前の第2条並びに別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「法第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第3条に規定する旧食品衛生法（第3項において「旧法」という。）第50条第2項」と、同条第3項中「法第50条第3項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）」とあるのは「旧法第50条第3項」と、改正前の別表第1中「営業（法第62条第1項に規定するおもちゃを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」と、「容器包装及びおもちゃ」とある

のは「及び容器包装」と、改正前の別表第2中「営業（法第62条第1項に規定するおもちやを製造し、輸入し、又は販売する業を含む。）」とあるのは「営業」とする。

別表（第4条関係）

- 1 漬物製造業
- 2 こんにやく製造業
- 3 魚介類加工業
- 4 かきのむき身業
- 5 そうざい半製品製造業
- 6 液卵製造業
- 7 鶏卵の選別包装業
- 8 健康食品製造業
- 9 生食用野菜の細切業
- 10 その他市長が定めるもの